

令和6年度高知ギルバーグ発達神経精神医学センターの研究員の募集要項

1. 趣旨

発達障害に関する専門医師を確保するとともに、教育との連携を図るなど高知県の発達障害児者への支援体制の構築に寄与するため、高知ギルバーグ発達神経精神医学センター（以下「高知ギルバーグセンター」という。）の研究員を募集します。

2. 募集の内容、応募資格

募集の内容	<p>【対象】 発達障害児者への支援体制の構築に寄与するため、高知ギルバーグセンターにおける諸活動の推進、連携及び協力を行う県内外の医師、医療従事者または教育関係者、その他発達障害児者への支援に従事する者</p> <p>【応募資格】 ※次のアからエまでのいずれも満たす者であること</p> <p>ア 高知県における発達障害児者への支援及び当該分野の課題解決に対し、熱意と意欲があること</p> <p>イ 県内外において、発達障害児者への支援に関わる臨床活動若しくは特別支援教育の推進に関する活動、研究活動などを行っていること、またはその見込みであること</p> <p>ウ 研究員になることに対し、当該申込者の所属機関長等の了解が得られていること</p> <p>エ 発達神経精神、特別支援教育若しくは障害児支援の分野での研究の業績があること、またはこれと同等の業績を有すること</p>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 研究員の活動内容（一例）

- ・クリストファー・ギルバーグ教授との Q&A 形式の学習会への参加
- ・クリストファー・ギルバーグ教授との研究協議への参加
- ・研究員の定期学習会（診療情報交換会、福祉サービス勉強会など）
- ・DISCO（The Diagnostic Interview for Social and Communication Disorders）を習得するためのセミナーを受講（年間1名程度）

4. 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

（研究活動は単年度では行えないため、1年間の経過後、本人の意思等を確認し、原則として研究員の更新をすることを前提としています。）

5. 応募方法

ア 令和6年度から新たに応募する方

(1) 応募書類	①申請書（別添様式1） ②所属機関長等の推薦書 ③経歴書 ④医師免許証の写し （医師の場合のみ）
(2) 応募手続き	(1)の応募書類を、高知県障害福祉課 担当者まで、 <u>郵送または電子メール</u> にて提出

イ 令和5年度から引き続き更新する方

(1) 応募手続き	<u>令和6年3月18日(月)までに</u> 、(2)のURLにアクセスし必要事項を入力してください。
(2) URL	https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9251

※現在研究員の方で更新手続き締切りを過ぎても提出ない場合は、辞退の申込がない限り自動更新となります。(基本的には更新手続きを上記URLから行ってください。)

ウ 提出先

郵送	〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県障害福祉課 宛
電子メール	060301@ken.pref.kochi.lg.jp

6. 選考及び結果の通知

選考結果は、申込者に通知します。

選考の結果、研究員となった場合は、所属機関長による研究活動の同意を必要とします。

7. 研究員等に係る留意事項

- (1) 研究員に対し、高知県から報酬の支払いや、高知ギルバークセンターで行う研究会等への出席に対する旅費の支給はありません。
- (2) 研究員は、高知ギルバークセンター内ではなく、自身が所属する機関で、発達障害児者の支援に関する研究活動を行うものとします。
- (3) 研究員は、高知ギルバークセンターの備品を使用することができます。
- (4) 研究員が高知ギルバークセンターにおいて行う研究活動に係る経費については、所定の手続きをすることで県が負担します。
- (5) 高知ギルバークセンターの研究員として、県内外の学会等で発表する場合、予算の範囲内で、県が旅費等を支給します。
- (6) 毎年年度末に、研究員の活動状況の把握、研究員間の情報共有を目的とし、当年度の研究活動や教育活動などについて活動実績の提出を必要とします。
- (7) 研究員は、県内の人材育成に協力するものとします。

8. 本募集に関する連絡先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県子ども・福祉政策部障害福祉課
担当：障害児支援担当 和田・中岡
電話：088-823-9663 FAX：088-823-9260